

(参 考)

用 語 集

用 語	定 義
N B C 攻撃	核兵器 (Nuclear weapons)、生物兵器 (Biological weapons)、化学兵器 (Chemical weapons) を使用した攻撃のこと
基本指針	武力攻撃事態等に備えて、あらかじめ政府が定める国民の保護のための措置の実施に関する基本的な指針
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの
ゲリラ	不正規軍の要員であり、戦線を作らず、小規模の部隊に別れ、会戦を徹底して回避して、小規模な襲撃や待ち伏せ、敵方の施設破壊等の後方攪乱等を行なう要員
国民保護法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号） 武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命・身体・財産を保護するため、国や地方公共団体等の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置及びその他の国民保護措置等に関し必要な事項を定めている
国民保護業務計画	指定公共機関が国民の保護に関する基本指針に、指定地方公共機関が都道府県の国民保護計画にそれぞれ基づいて作成する計画 自らが実施する国民の保護のための措置の内容と実施方法、国民保護措置を実施するための体制に関する事項、関係機関との連携に関する事項などについて定める。業務計画を作成したときは、指定公共機関は内閣総理大臣に、指定地方公共機関は都道府県知事にそれぞれ報告する
国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、国、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律規定に基づいて実施する事態対処法第22条第1号に掲げる措置 具体的には、警報の発令、避難の指示、避難住民等の救援、施設及び設備の応急の復旧に関する措置等のことを指す
指定行政機関	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令で定められた機関 例) 内閣府、国家公安委員会、警察庁、法務省、防衛庁等
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局その他の地方行政機関で、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令で定められるもの

用 語	定 義
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの
指定地方公共機関	都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するもの
対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったときに、政府がその対処に関して定める基本的な方針
ダーティボム	ダイナマイト等の通常爆発物を用いて放射性物質を飛散させるタイプのテロ兵器
弾道ミサイル攻撃	主にロケットエンジンを推進し、発射後、ロケットが燃え尽きた後は、そのまま慣性で弾道軌道を飛翔し、放物線を描いて目標地点に到達するミサイル
テロ攻撃	その攻撃を実施する主体が国家ではなく、特定や捕捉が困難である者が、自らの政治目的を達成するために暴力を用いて恐怖心を与える攻撃
特殊標章	ジュネーヴ諸条約第一追加議定書に基づき、文民保護組織の要員や使用される建物・器材を保護するため、これらを識別できるようにしている国際的な特殊標章等
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃
武力攻撃災害	武力攻撃により、直接又は間接に生じる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態は緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態